

福島県 地域枠医師等 キャリア形成プログラム

令和7年4月

福島県医療人材対策室

目 次

第 1	福島県地域枠医師等キャリア形成プログラムについて	1
1	趣旨	1
2	対象者	1
第 2	医師確保修学資金キャリア形成プログラム	2
1	従事期間	2
2	臨床研修	2
3	後期研修	2
4	勤務	2
5	従事期間としての算定事項	3
6	コース	3
7	コースモデル	3
	(1) 一般診療科コース	4
	(2) 特定診療科コース	4
	(3) 福島県周産期医療医師確保修学資金被貸与者コース	5
	(4) 福島県社会医学系専門医コース	5
別表 1		6
別表 2		7
別紙	修学資金被貸与者の基本プログラムについて	9
第 3	自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラム	13
1	従事期間	13
2	臨床研修	13
3	後期研修	13
4	勤務	13
5	従事期間としての算定事項	13
6	コース	14
7	コースモデル	14
	(1) 一般コース	14
	(2) 周産期特例制度適用者コース	15

第1 福島県地域枠医師等キャリア形成プログラムについて

1 趣旨

平成30年7月25日の医療法改正に伴い、医師が不足している地域における医師の確保と、修学資金の貸与を受けた医師や自治医科大学を卒業した医師等の能力の開発・向上の両立を図るため、各制度の従事要件を整理しキャリア形成プログラムとして策定した。

2 対象者

プログラム名		対象者 1	対象者 2	対象者 3
医師確保修学資金キャリア形成プログラム	福島県緊急医師確保修学資金キャリア形成プログラム	令和2年度以降、新規に「福島県緊急医師確保修学資金」の貸与を受けた者	令和元年度以前に「福島県緊急医師確保修学資金」の貸与を受けた者のうち、平成25年度改正条例の適用者（以下、「新制度適用者」という。）であって、当該プログラムの適用を希望する者	福島県の医師確保修学資金の貸与を受けていない医師又は、自治医科大学卒業者以外の医師で、当該プログラムの適用を希望する者
	福島県へき地医療等医師確保修学資金キャリア形成プログラム	令和2年度以降、新規に「福島県へき地医療等医師確保修学資金」の貸与を受けた者	令和元年度以前に「福島県へき地医療等医師確保修学資金」の貸与を受けた者のうち、新制度適用者であって、当該プログラムの適用を希望する者	
	福島県地域医療医師確保修学資金キャリア形成プログラム	令和2年度以降、新規に「福島県地域医療医師確保修学資金」の貸与を受けた者	令和元年度以前に「福島県地域医療医師確保修学資金」の貸与を受けた者のうち、新制度適用者であって、当該プログラムの適用を希望する者	
自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラム		令和2年度以降、新規に自治医科大学に入学した者	令和元年度以前に、自治医科大学に入学した者のうち、平成26年度改正要綱の新制度適用者であって、当該プログラムの適用を希望する者	

第2 医師確保修学資金キャリア形成プログラム

福島県緊急医師確保修学資金キャリア形成プログラム、福島県へき地医療等医師確保修学資金キャリア形成プログラム、福島県地域医療医師確保修学資金キャリア形成プログラムに共通する事項について説明する。なお、自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラムについては、「第3 自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラム」において説明する。

1 従事期間

- (1) 修学資金の返還債務免除となる期間を各プログラムの従事期間とし、その期間は修学資金の貸与年数の1.5倍の期間であること。つまり貸与期間6年の場合、従事期間は9年となる。

なお、貸与を受けた期間が1年5か月に満たない場合、従事期間は1年5か月の1.5倍の期間の2年1.5か月とする。

- (2) 従事期間の年限は、最初に臨床研修に従事した日から12年を経過する日までとする。

なお、育児休業その他知事が認める期間がある場合は、その期間を12年に加えた期間を経過する日までとする。

2 臨床研修

- (1) 別表1の基幹型臨床研修病院のうち、知事が指定する病院で臨床研修を行うこと。
当該指定は毎年度行う。

- (2) 臨床研修の2年間は従事期間として算定する。

- (3) 別紙「修学資金被貸与者の基本プログラム」を履修すること。

3 後期研修

- (1) 後期研修（臨床研修を修了した者等が受ける医師の専門性に関する研修をいう。）は、原則として各コースの専門医プログラムの基幹施設又は連携施設のうち福島県内の病院で実施することとし、福島県内の病院で実施した場合は従事期間として算定する。

- (2) 従事期間として算定する期間は、貸与期間から2年を減じた期間を限度とする。
修学資金の貸与を受けた期間が2年を下回る場合には、従事期間として算定しない。

4 勤務

- (1) 従事期間から臨床研修期間（2年）及び、後期研修期間のうち従事期間として算定した期間（0～4年）を除いた期間、別表2の勤務対象医療機関で勤務すること。
- (2) 一般診療科コース又は、福島県社会医学系専門医コースの者は、勤務期間のうち

1 年間（勤務期間が 1 年に満たない場合は勤務期間）国保診療所、市町村立診療所又はへき地医療拠点病院（県立宮下病院・南会津病院・公立岩瀬病院）に週 1 日以上診療応援を行うこと。

診療応援を行う年度は本人の希望、地域医療のニーズ等を踏まえ個別に検討する。

- （３）勤務する医療機関については、地域医療対策協議会における協議を踏まえて県が決定する。

5 従事期間としての算定事項

- （１）休職、停職、育児休業その他の事由により勤務しなかった期間は、従事期間として算定しない。

ただし、育児休業その他知事が認める期間はその期間分義務年限が延長となるため、キャリア形成プログラムの一時中断の扱いとなる。

- （２）海外留学は県外後期研修として扱い、従事期間として算定しない。
（３）医学に係る研究（大学（学校教育法第 97 条に規定する大学院を含む。）又はこれに類する施設であって知事が認めるものにおける研究に限る。）の期間は従事期間として算定しない

6 コース

- （１）一般診療科コース

内科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科、総合診療科の専門医を取得するコース

- （２）特定診療科コース

小児科、産科婦人科、麻酔科の専門医を取得するコース

- （３）周産期医療医師確保修学資金被貸与者コース

福島県周産期医療医師確保修学資金の貸与を受けた者のコース

- （４）福島県社会医学系専門医コース

福島県緊急医師確保修学資金の貸与を受けた者が社会医学系専門医を取得するコース（福島県へき地医療等医師確保修学資金又は、福島県地域医療医師確保修学資金の貸与を受けた者は選択できない）

7 コースモデル

専門医研修の基本領域 3 年、サブスペシャリティ 3 年、従事期間 9 年とした場合を例示する。基本領域の期間が 3 年ではない場合や、今後日本専門医機構から発表されるサブスペシャリティの内容によっては、例示したケースとは異なる場合がある。

(1) 一般診療科コース

ケース1 勤務対象医療機関でサブスペが取得できる場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修	後期研修					勤務					
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
就労医療機関	別表1のうち知事が指定する病院 基本プログラム履修	県内病院					別表2の医療機関					
専門医研修カテゴリ	臨床研修	基本領域				サブスペシャリティ						

後期研修4年を越える期間のサブスペについては、別表2の医療機関がサブスペの施設であり、県の勤務配置を受ければ算定できる。
サブスペの施設でない場合や、県の配置を受けない場合はケース2となる。

従事期間終了

※の1年は国保診療所等に週1日以上の診療応援（以下同じ）

ケース2 勤務対象医療機関でサブスペが取得できない場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修	後期研修					勤務					
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	
就労医療機関	別表1のうち知事が指定する病院 基本プログラム履修	県内病院					別表2の医療機関					
専門医研修カテゴリ	臨床研修	基本領域				サブスペシャリティ						

従事期間終了

(2) 特定診療科コース

ケース1 勤務対象医療機関でサブスペが取得できる場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修	後期研修					勤務					
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
就労医療機関	別表1のうち知事が指定する病院 基本プログラム履修	県内病院					別表2の医療機関					
専門医研修カテゴリ	臨床研修	基本領域				サブスペシャリティ						

後期研修4年を越える期間のサブスペについては、別表2の医療機関がサブスペの施設であり、県の勤務配置を受ければ算定できる。
サブスペの施設でない場合や、県の配置を受けない場合はケース2となる。

従事期間終了

ケース2 勤務対象医療機関でサブスペが取得できない場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修	後期研修					勤務					
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	
就労医療機関	別表1のうち知事が指定する病院 基本プログラム履修	県内病院					別表2の医療機関					
専門医研修カテゴリ	臨床研修	基本領域				サブスペシャリティ						

従事期間終了

(3) 福島県周産期医療等医師確保修学資金コース

ケース1 勤務対象医療機関でサブスペが取得できる場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修		後期研修				勤務					
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
就労医療機関	・福島県立医科大学 附属病院 ・大原総合病院 ・太田西ノ内病院 ・竹田総合病院 ・いわき市医療センター 基本プログラム履修		福島県立医科大学附属病院の産科婦人科 専門医コース又は小児科専門医コースの 福島県内の基幹施設又は連携施設				1 総合周産期母子医療センター ・福島県立医科大学附属病院 2 地域周産期母子医療センター ・大原総合病院 ・太田西ノ内病院 ・竹田総合病院 ・いわき市医療センター 3 周産期医療協力施設 ・星総合病院 ・寿泉堂総合病院 ・公立岩瀬病院 ・白河厚生総合病院 ・公立相馬総合病院					
専門医研修カテゴリ	臨床研修		基本領域			サブスペシャリティ						

後期研修4年を超える期間のサブスペについては、別表2の医療機関がサブスペの施設であり、県の勤務配置を受ければ算定できる。
サブスペの施設でない場合や、県の配置を受けない場合はケース2となる。

従事期間終了

ケース2 勤務対象医療機関でサブスペが取得できない場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修		後期研修				勤務					
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	
就労医療機関	・福島県立医科大学 附属病院 ・大原総合病院 ・太田西ノ内病院 ・竹田総合病院 ・いわき市医療センター 基本プログラム履修		福島県立医科大学附属病院の産科婦人科専門医コース又は小児 科専門医コースの福島県内の基幹施設又は連携施設				1 総合周産期母子医療センター ・福島県立医科大学附属病院 2 地域周産期母子医療センター ・大原総合病院 ・太田西ノ内病院 ・竹田総合病院 ・いわき市医療センター 3 周産期医療協力施設 ・星総合病院 ・寿泉堂総合病院 ・公立岩瀬病院 ・白河厚生総合病院 ・公立相馬総合病院					
専門医研修カテゴリ	臨床研修		基本領域			サブスペシャリティ						

従事期間終了

(4) 福島県社会医学系専門医コース

ケース1 社会医学系専門医取得の場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修		勤務★									
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
就労医療機関	別表1のうち知事 が指定する病院 基本プログラム履修		・福島県立医科大学健康増進センター ・福島県保健福祉部 ・福島県保健所									
専門医研修カテゴリ	臨床研修		社会医学系専門医コース									

従事期間終了

ケース2 社会医学系専門医に加え、博士、公衆衛生修士取得の場合

医師年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
修学資金の制度カテゴリ	臨床研修		勤務				後期研修	★勤務				
従事期間算定	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○		
就労医療機関	別表1のうち知事 が指定する病院 基本プログラム履修		・福島県立医科大学健康増進センター ・福島県保健福祉部 ・福島県保健所				福島県立医 科大学健康 増進セン ター 海外留学	・福島県立医科大学健康増進センター ・福島県保健福祉部 ・福島県保健所				
専門医研修カテゴリ	臨床研修		社会医学系専門医コース			博士課程	公衆衛生修士					

従事期間終了